

第13回原子力委員会
資料第4号

第9回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2007年3月6日(火) 10:30～11:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室

3. 出席者 近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、伊藤委員

文部科学省

野家課長、橋爪補佐

外務省

本清室長

内閣府 原子力政策担当室

谷審議官、黒木参事官、牧野企画官

4. 議 題

(1) 核テロ防止条約及び放射線発散処罰法案について

(2) ITER機構設立協定等について

(3) 電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画について

(4) その他

5. 配付資料

(1-1) 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約について

(1-2) 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約

(1-3) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
(案)の概要(放射線発散処罰法)

(1-4) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
案要綱

- (2 - 1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案の概要
- (2 - 2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案要綱
- (2 - 3) I T E R (国際熱核融合実験炉) 計画
- (2 - 4) イーター関連の 3 つの協定
- (2 - 5) 「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」について
- (2 - 6) イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定
- (2 - 7) 「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定」について
- (2 - 8) イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定
- (2 - 9) 「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」について
- (2 - 1 0) 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定
- (2 - 1 1) I T E R 計画等の実施に関わる諸協定及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案について (案)
- (3) 電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画における利用目的の妥当性について (案)
- (4) 原子力委員会原子力防護専門部会 (第 2 回) の開催について

6 . 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。それでは、第 9 回の原子力委員会定例会議を始めさせていただきます。

本日の議題は、1 つが、核テロ防止条約及び放射線発散処罰法案について御報告をいただくこと。2 つ目が、I T E R 機構設立協定等について御報告いただくこと。3 つ目が電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画について、これは委員会の見解について御審議いただくこと。4 つ目がその他となっています。宜しく願いいたします。

(1) 核テロ防止条約及び放射線発散処罰法案について

(近藤委員長) それでは、最初の議題。

(黒木参事官) それでは、最初の議題でございますが、核テロ防止条約及び放射線発散処罰法案について、文部科学省、野家課長より御説明いただきたいと思ひます。

野家課長、お願いいたします。

それから、外務省の方も来ていただひています。

(近藤委員長) 折角ですから外務省も前へどうぞ。

(野家課長) 文部科学省原子力安全課長の野家でございます。宜しくお願ひいたします。

本日は、先週金曜日に私共の放射線発散処罰法が閣議決定され、国会に提出されたところ
です。また、その前提となります核テロ防止条約は先週の火曜日に閣議決定されて国会に提出
されております。今回はその2つにつきまして概要を私の方から説明させていただきます。

まず、放射線発散処罰法案でございますが、これは核によるテロリズムの行為の防止に関
する国際条約の実施法という位置づけでございますので、まず条約についての概要を御説明
いたします。横長の資料が1つございますが、これをまず見ていただければと思ひます。

まず、条約の経緯でございますけれども、1996年に国連総会で採択された「国際テロ
リズム廃絶措置」決議を契機として、1997年2月から国連において交渉が開始されてお
ります。提案国はロシアであります。一時交渉が停滞したということもありましたが、9・
11同時多発テロ以降交渉が加速されまして、2005年4月に国連総会で採択され、我が
国も同年9月に署名しております。

この条約の目的でございますけれども、基本的に核によるテロリズムの行為の防止、それ
から核テロ行為の被疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国
際協力を強化することを目的とするというものでございます。

主な内容は、資料の下の囲みで示しておりますけれども、第2条に規定する条約上の犯罪、
これをそれぞれの国におきまして国内法上の犯罪としてその重大性を考慮した適当な刑罰を
科することができるようにするというのが主たる内容でございます。

これだけではなくて、その条約の中には当然各国間の情報交換の問題ですとか、あるいは
いわゆる裁判管轄権の調整の問題とか、そういったことが定められてはございますけれども、
本来の部分はまさにこの国内法上の犯罪として適切な刑罰を科すということでありま
す。

どういふものが条約上の犯罪として取り上げられていふのかということでございますが、

まず第一に、不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する実質的な損害を引き起こす等の意図をもって行う以下の行為ということで。1つは放射性物質の所持、それから放射線を発散する装置の作製、そのような装置の所持、これらについてまず処罰をするということでありませぬ。

さらに として放射性物質や装置を用いるということがございませぬ。

それから、このような犯罪を行うとの脅迫を行うこと、それから、脅迫を行い、又は暴力を用いて、不法かつ故意に、放射性物質、装置又は、原子力施設を要求すること、それから、犯罪の未遂、これらの犯罪に係る組織し、指示し又は寄与する行為。

こういったものを犯罪化することが求められているわけございませぬ。

現在の状況ございませぬが、昨年7月のG8首脳会議における“テロ対策に関するG8首脳宣言”、それから“国連のテロ対策プログラムの強化に関するG8声明”において、すべての国が「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」を批准することを求め、同条約が早期に発効することを期待するとしているとともに、今年のドイツサミットで取組の成果を報告するというふうにしてございませぬ。

条約そのものは22カ国が批准したときに発効ということにして、2月1日で批准国は13カ国でしたが、2月20日にスペインが批准いたしましたので、現在14カ国ということになってございませぬ。主なところとしては、ロシア、今のスペイン、それからインド、メキシコといったところが入ってございませぬ。G8の中で批准したのはロシアだけございませぬけれども、イギリスの方は昨年末にこの核テロ防止条約の実施のため特別刑法の立法を行ってございませぬので早晩批准に向かうであろうというふうにしてございませぬ。

以上が条約についての概要ございませぬ。

次に、放射線発散処罰法の中身について御説明いたします。

先ほど申しましたように、条約が求めてございませぬのがいわゆる刑罰法的な内容ございませぬので、この放射線発散処罰法は特別刑法部分だけで成り立っており、行政的な部分はございませぬ。

その目的ございませぬけれども、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起し、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為を処罰する等所要の法整備を行うというものでございませぬ。

その中身ございませぬが、まず1つは核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応、いわゆる核爆

発により人の生命等に危険を生じさせること。

それから2番目として、放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせることということでございます。

この2つは現在も原子炉等規制法、それから放射線傷害防止法の方でこのような危険罪の定めがございますけれども、基本的には事業規則法規の中で事業者に対する安全規制を裏打ちするものということでの処罰規定でございましたので、その他のいわゆるテロ処罰法に比べて法定刑が10年以下の懲役ということで相対的に軽かったわけでありまして、今回この条約に基づきまして放射線発散処罰法を作成するのに合わせまして、その他のバイオテロあるいは化学テロの処罰法と同様に刑の上限を無期懲役に引き上げております。

それから、このような行為の予備行為及びその予備行為の中でも特に危険性が高い核テロ行為の目的での放射線を発散する装置等の製造及び所持、それから放射性物質の所持といったのも追加しております。

この予備罪、製造罪、所持罪に関してはこの条約を受けて新しく設けた処罰規定であります。

それから、といたしまして、の未遂行為の処罰を規定しております。予備自体が既遂の前段階の行為ということですので、さらに予備についての未遂ということはございません。

それから、として、放射性物質を用いた脅迫や強要、これらの犯罪についての国外犯規定を設けております。基本的には各国で行われた犯罪の犯人が日本に逃げてきた場合に一応捕まえることができるようにし、逆に日本で犯罪を起こした者が外国に逃亡した場合でもそこで捕まえることができるようにするものであります。実際に裁判、訴追をして裁くか他の締約国に引き渡すかどうかということは外交交渉法によって決まる面もありますけれども、どこかの国に逃げれば大丈夫ということのないようにしようというのがこの国外犯の規定でございます。

施行期日としては、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日ということでございまして、先ほど申しましたように現在批准国が14、さらにG8で批准をしていない国が7カ国ございますので、これらがドイツサミットまでに何がしかの批准という手続に入れば残り1カ国。大体、今年になってから毎月1カ国が批准するペースで進んでおりますので、何とか今年中にはこの条約が発効できるのではないかとこのように期待しているところであります。

非常に簡単ではございますが、以上が核テロ防止条約並びに放射線発散処罰法の概要でございます。

(近藤委員長) どうも有り難うございました。

それでは、本件、御質疑お願いいたします。

どうぞ、松田委員。

(松田委員) 核によるテロリズムの防止、予防に対して効果がある法律ととらえていますが、この法律が施行された後、国民には、どのような啓発や広報が行われていくのですか。それとも何も行われないのでしょうか。

(近藤委員長) いかがですか。

(野家課長) 基本的に特別な広報ということは予定しておりませんが、例えば文部科学省の原子力関係のホームページというのがございますので、そういったところに法律の成立を掲載することなどを考えております。

(近藤委員長) 有り難うございました。こういう法律を作る場合、私は不勉強なただけけれども、いわゆるパブリックコメントというプロセスはないんですか。

(野家課長) これについてはございません。

(近藤委員長) パブリックコメントの趣旨は行政決定に係る国民参加にあるからですね。

(野家課長) 基本的に行政庁だけで決められる文書については国民の意見を聞くプロセスがないのでパブリックコメントを行います。法律の場合は...

(近藤委員長) 国会でお決め頂くことについてはそれは不要と。

(野家課長) 法律の場合にはまさに国会議員という国民の代表が審議するので、そういう手続はございません。

(近藤委員長) はい。宜しいですね。

(松田委員) はい。

(近藤委員長) 他に。ありませんか。

それでは、お越しいただいてご報告を頂戴したこと有り難うございました。お礼を申し上げます。なお、原子力委員会がなぜ、この報告を受けるんだというご疑問を持たれる方がおられるかもしれませんので、ひとこと申し上げます。原子力委員会は御承知のように原子力の研究開発利用に関する施策の審議、決定を行って、原子力基本法の目的を達成するところを目指すところ、この目的達成が阻害されるリスク要因の発生、あるいは発生に伴う影響を十分小さくするために必要な施策のうち、原子力安全委員会にかかわる安全規制の対象と

されているもの以外については、企画、審議、決定をする責任を有しています。

ところで国際社会では、米国の同時多発テロの発生以降、非国家主体によるテロ活動が行われるリスクが増大しているとして、核物質及び放射線源のセキュリティ、これ、核セキュリティという表現を使っていますが、これに対する取組が新たに重要な課題として注目され、国際社会がこの核テロリズムの脅威という国際安全保障上の挑戦に共同して対抗するべしということで2005年4月に核テロ防止条約が採択され、我が国はこの条約の趣旨に賛同していち早く署名したと記憶しています。で、本件は安全規制になじまないということか、たしか以前のこの席で報告頂いたところです。そこで、今日は、この条約の批准に向けて国会に条約の承認を求めると合わせて、この要件になるところの法制度の整備に向けての法案を国会に提出することについても閣議決定したという御報告を頂いた次第です。

原子力委員会は、従来は核物質防護については基本的考え方を定めることなどをしてきたこともあるところ、核セキュリティもこのカテゴリーに整理できる政策課題と整理されるのではということで、現在、原子力防護専門部会を設置して関連事項の基本的考え方を検討してきているのも、同様の趣旨からです。

しかしてせっかく外務省の方がいらしてますので、この際、外務省におかれては、できるだけ多くの国がこれを早期に批准するように国々に働きかけること、私共も機会があればそういう私共の考えを伝えたいと思いますが、そのように御尽力いただけますよう、お願いしたいと思います。

それから、核燃料物質や放射線の発散に関わる危険を生じせしめたものは罰せられることについては今、御紹介ありましたように、原子炉等規制法とか放射線傷害防止法に規定はされているわけですが、ただいま御報告にありました処罰法案というのはこの危険を生じさせる行為に対して現行の規定を超えて重罰を科すこと、それからこのような行為の予備的行為あるいはそれに加わること、装置、製造、所持等も処罰の対象とすることで、核物質等に対する物的防護の整備を求める規定と合わせてこの核テロリズムの脅威に対する多重防護機能を強化して、核テロ防止の実をあげる趣旨と理解し、適切と考えるところです。条約の批准環境を整えるという意味は当然あるわけでありましてけれども、原子力委員会とすればこうした脅威に対しては国際社会と協調して取り組むべきというそういう基本的考え方を持っていますところ、その考え方に整合する制度整備を行うということですから、大変時宜を得た取組と評価するところです。特に委員会としての見解はとりまとめませんが、以上の諸点については各委員にも合意いただけることと思います。

よろしゅうございますか。それでは、本件はこれで終わらせていただきます。有り難うございました。

(2) I T E R 機構設協定等について

(近藤委員長) 次の議題。

(黒木参事官) 次の議題は、I T E R 機構設立の關係の協定と、原子力機構法の改正する法律に関するものでございますが、本件につきましては、外務省国際間協力室の本清室長、それから文部科学省の橋爪補佐から御説明いただきたいと思ひます。

それでは、本清室長、宜しくお願ひします。

(本清室長) おはようございます。ただいま御紹介に預かりました外務省国際間協力室長の本清でございます。イーター関連の3つの協定につきまして私の方からまず御説明を申し上げます。資料第2 - 4号というものからちょっと御覧いただきたいと思ひますが。

まず、原子力委員会の皆様におかれましてはこれまでも今後の核融合研究開発の推進方策についてという文書をまとめていただきまして、このイーター関連のところを各御関係にいろいろ御理解及び御尽力いただきまして有り難うございます。この場で御礼申し上げます。

我々もこの原子力委員会で出された報告書に従ってそのラインでなるべく日本の国益を失わない形でこの核融合關係の協定というものをまとめるということで交渉してまいりました。この3つの協定の関連性というのをこの1枚の紙で御説明申し上げたいと思ひますが。

まず、2001年11月に第1回のイーター政府間協議開催というのがございますけれども、これはすぐにそれまでE D Aという形で議論はされてきて技術的な部分は大分文書は出来上がっていたわけでございますけれども、サイトの決定をめぐって実質的な進展が2003年から見られなくなったということでございます。これは協定の中に第1条の2項にもあるサイトの設置場所というのが書かれていますが、こういったものとか、設置する場所等の国内法の關係を考へていかないとことには協定というのはなかなか交渉が進まないという実情がございました。

そういったサイト交渉が熾烈な争い、特にE Uと日本との間で熾烈な交渉があった間は進まなかったものですから、日本とヨーロッパの間で非ホストとホストの間の考へ方を整理したペーパーを作って、その上でこのサイトの決定について整理しましょうという議論がありまして、2005年5月、一番下に書かせていただきましたけれども、日欧ジョイントペー

パーというものを、日欧のうちイーターをホストしない国でB A、ブローダー・アプローチの実施について合意ということで。この中でホストと非ホストについての役割分担というものを決めたものです。

これを踏まえまして、早速、一昨年(2005年)6月にモスクワ共同宣言というものが出来まして、ITERサイトが決定しまして、これに従って日本においてはブローダー・アプローチが実施されることが決まったわけです。

その後、交渉が始まったわけですが、2005年12月にインドの参加が決定しましたし、ITERの設立協定というものの中に普通であれば特権免除というものを書き込むわけですが、アメリカ国内法で対処できるという説明があって、これを同じ協定の中に書き込まれるとアメリカが参加出来なくなるというような話がありましたので、これを設立協定とは別に特権免除協定を策定するという事を交渉の経緯で合意しまして、別の文書が出来上がったということでございます。

その一方で、平成17年9月にイーター計画推進検討会がブローダー・アプローチでどのプロジェクトを実施するかという問題について国内で議論を進めまして、これが決定しましたのでこれを踏まえてブローダー・アプローチ協定というものの内容を精査してまいったとこのようにございます。

このイーター関連の3つの協定について非常に大きな特徴というのは、国際的実験プロジェクトを実施するための協定ということでございますので、予算の書き方というものは非常に特殊な書き方になっております。普通は国際機関を立ち上げてそれに対する拠出金とか分担金という形で書かれるのが通常なんですけど、この場合は物納の部分もございまして、あとそれ以外の国際機関として分担金を出すという部分もございまして、最初から35年のプロジェクトであるというのが決まっていたと。この35年の計画に従ってその協定をどういふふうに協定で書いていくか、それ以外のものをどういった文書で残していくかということ整理する必要があったということでございます。

また、交渉の過程におきまして、サイト交渉で日本とヨーロッパが争ったということもございますが、交渉なかなか我が国にとりまして難しい部分もございましたが、そういったもので日本が自分の国の利益だけを主張すると、やはりサイト交渉に破れたので日本がこの交渉を遅らせているという印象を持たれかねないので、こういった印象を得られないようにしなければいけないです。その一方で日欧ジョイントペーパーで書かれた非ホストとしての利益をきちんと確保していくというこういう難しい交渉を迫られたということでございます。

イーター計画についてはその後インドが入ったことによって、中国、インド、アメリカ、日本、ヨーロッパ、ロシア、韓国と、こういう世界の人口の半分以上が参加する大きな国際プロジェクトになったということでございますので、この意味で21世紀の大きな国際科学プロジェクトにふさわしい内容になっているのではないかと思います。

これらの3つの協定につきましては、先般2月27日に国会提出の閣議決定行われましたが、これは予算事項が入っていたり特権免除の事項が入っておりますので、国会に承認の手続きをお願いしているという予定になっております。

次に、イーター事業の共同による実施のための国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定につきまして、資料でいきましたら2-5、背景の部分は今御説明申し上げましたので、ポイントについて簡単に申し上げますと。

協定自身はこういった国際機構を設立する協定の一番のポイントは機構設立というものでございます。2番目につきましては、このイーター機構はイーター施設の建設を行うこと、研究所その他の機関及び人員によるイーター施設の利用を奨励すること等を任務とするということで、これは3条2項に書かれておりますが。これは、先ほど申し上げた原子力委員会で出された文書にもこういった方向をきちんと確保するよという報告書がございますので、これに従って十分踏まえることができたのではないかと思います。

(3)は、機構は国際法上の法人格を有し、加盟者の領域内において必要な法律上の能力を有する。

4番目に、イーター機構の資源は、加盟者から提供される財政上の貢献及び財政上の貢献以外の貢献から成るということございまして。これは財政上の貢献及びそれ以外の貢献というのは先ほど申し上げた物納の部分であります。これをどういった形で言及するのかということ。この協定の中にそのまま書き込んでしまうのか別表にするのかによって、別表にしてそれは技術委員会が改訂できるということにしませんと、その度に国会に批准の承認のお願いをしなければいけないということで幾つかの国が非常に中に書き込むということの問題視しまして、結局別表という形になりました。

あともう1つ、意思決定の仕組み及び、この場合財政貢献度に応じた票数ということで加重投票という形をとったんですが、それをどういった形ですか。ヨーロッパが例えば50%近くの建設費においては票数を持つわけですが、ヨーロッパだけの意見が通るのかという点についてもいろいろ議論がございまして、これの仕組みとか。また、その単純加重投票での結果で決められることと、あと全会一致でやらなければいけない部分、

どういふ項目があるのかという議論がありました。

また、やはり中国、インド、ロシア、アメリカ等が入っている条約でございますし、我が国としましては不拡散の問題というものを考えなければいけないので、この問題についても協定の中で取り上げられているものでございます。

次に、特権及び免除に関する協定ということで、先ほど申し上げましたとおり、アメリカは別途国内法によって手当されるということでございますので、それ以外の国、ヨーロッパ、我が国、中国、インド、韓国、ロシアがこの協定に署名しております。協定のポイントとしましては、こういった国際プロジェクトを実施するに不可欠なものに絞り込むということで、以下のポツで書かせていただいているポイントにまとめたものでございます。

イーター機構の建物、公文書等は不可侵とする。

イーター機構は裁判権に絡む免除、強制執行の免除等を享受する。

イーター機構及びその財産あるいは収入についてはイーター機構の公的な活動に関し、直接税、間接税を免除される。

締約者の代表、イーター機構の事務局長及び職員並びに専門家は、任務遂行上行った行為についての裁判権からの免除等の特権及び免除を享受する。

こういう内容になっております。

最後になりますけれども、この日本で実施されるブローダー・アプローチというものについては、これはまた別の協定を作るということでヨーロッパなどと交渉しましたが、資料については2 - 9を御覧いただければと思います。もともとヨーロッパと日本との間、ユーラトムでございますけれども、ユーラトムと日本との間が1989年に制御核融合の分野における協力に関する協力という別の協定がございまして、これを改訂することで対応できるのではないかとヨーロッパ側も日本側も考えていたのですが、先ほど申し上げた財政事項が入ってくるといふことと、特権免除について若干ヨーロッパ側からも要求してくるといふことでございますし。

あともう1つ、我が国にとってはせつかく日本で実施されるプロジェクトにこれ行政取り決めという枠組みでやって財政事項が書かれないと、日本にとってくるものについてはきちんとした法律の約束の形でとってこれないということで、これは政治上も問題だろうと考えまして、こういったものを踏まえてやはりこれも国会承認条約でお願いする条約として交渉し直そうというふうに態度を変えて交渉に臨んだものでございます。

これについてはITERの設立協定と同時平行でやっていたわけですが、いろいろ

な部分で国内の事業をどういうふう to 実施するかというものについて、日本側で決めるだけではなくてこれはヨーロッパ側と実施していくプロジェクトでございますので、どういう形で、どういう運営方法でやっていくのかというのについて大分議論が重なって、その議論がようやくまとまって、そのうちまとまったもののどの部分を協定に書くか書かないかというのはまた時間がかかったものですから、これについては相当時間をかけて、なおかつ集中的な討議をヨーロッパ側とした上でまとめたものでございます。

協定のポイントは 2 . に書かせていただいております。より広範な取組を通じた活動は、3 つの事業から成る。俗にユフミフと言われている材料実験のものとエネルギー研究センターに係る事業、そして J T 6 0 を超伝導化改修して実験を行うサテライト・トカマク計画に係る事業でございます。

この広範な取組　ブローダー・アプローチを別の言い方をするとより広範な取組という言葉になりますが、この運営上の組織というのは運営委員会事務局、事業委員会、事業長、事業チーム及び実施機関から成るということになっておりまして、この権限関係をちょっと整理するのに若干時間がかかったということでございます。

この為の資源については、両締約者から提供される財政上の貢献及び財政上の貢献以外の貢献、要するに物納部分も含まれるということでございますけれども、こういったものから成ることがこの協定によって決められているものでございます。

私からは 3 つの協定につきましては以上でございます。

(橋爪補佐) それでは、文部科学省の方から引き続きまして、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律(案)の内容ということで説明させていただきます。資料は 2 - 1、2 - 2、2 - 3 の資料を出していただきたいと思っております。

先ほど外務省の本清室長の方から御説明がございましたように、ITER 計画と幅広いアプローチにつきまして国際協定を結びまして実施するというところでございます。それを実施するに当たりまして、国内法上の法的な整備というものが必要ということで、今回この日本原子力研究開発機構法を一部改正するというものでございます。

2 - 1 に概要が書かれてございます。先ほども御説明ありましたが、ITER 協定、それと幅広いアプローチ協定につきましてはそれぞれの加盟者がどういうことをやるのか、そういったものがいろいろ義務として規定されているわけでございます。例えばイーターですと物納でもって各国が ITER の部品を納めまして、それを ITER 機構がカダラッシュに建設をするという形になってございます。幅広いアプローチの方でも、国際核融合エネルギー

研究センターあるいはJT60を改修するサテライト・トカマク等々につきましては、これらも日欧がそれぞれ分担に従って必要な機器を製作し、それをを用いるという形になってございます。また、研究者につきましてもそれぞれの国が必要な人員を派遣するという形になってございます。

協定上そうした貢献はそれぞれイーター協定ですと国内機関、幅広いアプローチ協定ですと実施機関という専門的な機関を指定しまして、それらを通じて実施していくということになってございます。日本につきましてはこれまでイーター計画等の設計活動を行ってきており、また、核融合の研究についても実績を持っております日本原子力研究開発機構を国内機関及び実施機関として事業を行っていくことを予定してございます。現行ですと独立行政法人でございまして国の関与は、中期目標を示して、それに従って原子力機構が事業を実施していくことになっております。しかしながら国際協定に基づく機関ということで、国の義務を実施していくということになりますと国の関与としましてもその履行に必要な場合に適宜要求を出せるような枠組みを形成しておく必要があるということになってございます。

そういうことから、今回、日本原子力研究開発機構法を一部改正しまして、国際約束の履行に必要な場合に主務大臣が要求を行うことと、その要求に対して原子力機構は応じなければならないという、応諾義務を新たに原子力機構法に付与するということを考えております。この法案につきましても、去る2月27日に閣議決定を経まして国会に提出をされたということになってございます。

この法案の施行日は、イーター協定あるいは幅広いアプローチ協定に必要なものでございまして、それらの発効日のうちいずれか早い日ということになって考えているところでございます。

具体的な規定につきましては、資料2-2の4枚目でございます新旧をごらんいただければと思いますが、新たに主務大臣の要求ということで24条を追加させていただくということを考えてございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

(近藤委員長) はい、有り難うございました。

イーターに関しましては時々進行について委員会に御報告いただいているところでございますが、今回の御報告に関しましては、1978年頃からイントールという名称で国際設計プロジェクトが始められて、それが冷戦終結の象徴として国際的な建設プロジェクトという位置づけが与えられ、以来関係者が嘗々辛苦努力をしてその建設計画がとりまとめられた。

それが多分20世紀の終わり。21世紀に入って建設場所の交渉が始まることになって大変また複雑な外交問題のドメインに問題が移り、これがまた大変な時間がかかり、しかし関係者の叡知と申しましょうか、今日人類の将来のためというキーワードで譲るべきところを譲り、取るところを取るということでこの交渉がとまり、今日ここにその実施主体を定める協定が国会の承認を得る段階になったことについては関係者のこの間の御尽力、御努力に対して心から敬意を表するものでございます。

原子力委員会としてはこのプロジェクトを先ほど御紹介ありました第3段階の研究開発の基本的考え方の中で重要なプロジェクトと位置づけてこれをしっかりやっていただくようにということを申し上げているところでございます。それが実現する道が開けたという意味でも、科学技術的な意味でも非常に重要なステップ、前進が図られるものと期待をしているところでございます。

先生方、何か御質問、御意見ございましたらどうぞ。

伊藤委員。

(伊藤委員) 今委員長から大変長い歴史があるというのがやっと実現したとこういういいお話がありました。私はイーターにつきましては委員長と違いまして全くの素人でございますが。そういう意味でちょっと御質問なんです。これ外務省の方ですが。先ほどお話の中で核不拡散について、これ7カ国の中でいろいろ取り決めをしたという話があったんですが。これ従来の核不拡散の、いろいろなレジームがあるわけですが、何か新たにこのイーターであるがゆえに、核融合であるが故に追加の概念があるのか。あるいは今までのものを呼び込むあるいは参照するという形で実現したのか、その辺ちょっとお話を。

(本清室長) 条文上でいいますと第20条に不拡散問題についてきちんと対応するようにという書きぶりがありますが。第20条で規定されているもの以上のものではなく、新しい概念というのが持ち込まれたということではございません。

ただし、核融合の技術を使って直接核兵器の開発に結びつくということは事実上はないと考えておりますが、ここで得られた技術等を核兵器の開発に使ってはならないと、きちんと書き込むということが我々にとっては重要だと思っておりましたし、他の国もそういう問題について理解できるので合意し、協定上明記された、こういう整理でございます。

(近藤委員長) 松田委員。

(松田委員) ここでブローダー・アプローチという片仮名が出てまいりまして、恐らく幅広いアプローチということだと思っんですけれども。日本から見てこの言葉は具体的にはどうい

うことを指すのかイメージがつかめません。もう一度復習になると思うのですが、おっしゃっていただけるとわかりやすくなると思います。

(本清室長)では、私から簡単に申し上げて、文科省さんから補足してもらいます。

御指摘のとおり、ブローダー・アプローチ、より幅広い乃至、より広範などというのは何と比べてより幅広いのかというのは、要するにイーター・プロジェクトで実施するものよりも広いというものです。将来核融合を実現するためのデモ炉(動力用原型炉)等を開発するためにどういう研究がイーター計画とは別にできるかが、このブローダー・アプローチ、日本語で言うところのより広範な取組というもので挙げた3つの事業により実施されると考えております。それをイーター計画そのものよりも「より広範なアプローチ」と位置づけております。

(橋爪補佐)少し補足させていただきますと、幅広いアプローチというのはやはりITERはまだ実験炉の段階でございます。核融合の実用化と申しますか実際に実現していくためにはイーターの実験炉、まだ発電実証を行わないわけでございますので、その次に原型炉ということで発電実証を行ってやっていかなければならないということなんでございますが。その原型炉あるいは実現に向かってITERに加えましているいろいろ材料の開発であるとか、あるいは原型炉をいろいろ設計をしていかないといけないとかそういった平行してできる研究というものを日本でやりたいと。それがより幅広いアプローチということでございます。

それで、具体的には国際核融合エネルギー研究センターというのを青森県六ヶ所村につくりまして、そこに原型炉の設計とか必要な研究開発を行うということと、あと、イーターとネットワークで結びまして遠隔実験ができるような研究センター、あるいは、核融合専門のシミュレーションの研究を行えるセンター、これらの機能を持たせるということを共通プロジェクトとして考えておりますのと、あともう1つは、国際核融合材料照射施設の設計とあと工学実証の活動というものも同じく青森県でやることを決めてございます。

さらに、今JT60という原子力機構の実験装置を超伝導化改修しまして、サテライト・トカマクということでより先端的な研究を行ったり、あるいはITERの支援を行えるようなそういう活動を考えておるところでございます。

(近藤委員長)田中委員。

(田中委員)いろいろ長い経緯について私も承知していますので、ここまでまとめて頂いたことと感謝します。大変有り難うございました。それで、1つ確認なんですけれども、資料2-3を見て、条文見れば分かるのかもしれませんが、イーター計画は建設10年、運転

20年で30年ですね。ブローダー・アプローチの方は10年ということですが、ブローダー・アプローチは今御説明がありましたように、イーターのその後をにらんだ研究計画だと思しますので、この10年というのはどういう意味を、10年で終わってしまうのかどうかということを確認したいのと。

それから、今ブローダー・アプローチは日本と欧州との計画になっていますけれども、これについて他の極はどういう意向を示しているかということの2点を教えていただきたいとします。

(本清室長) ブローダー・アプローチはとりあえず実施期間は日本と欧州との間ではITERの建設期間、この10年と同じ期間で実施すると、こういうことが合意されております。この延長等につきましては条文上も22条で有効期間及び終了という形で書かせていただいております。その後この協定を延長する可能性というのは残しております。

次に、他極、他のヨーロッパと日本以外の他の極に対しまして参加条件につきましては、これは日本とEU、ヨーロッパの間で合意しまして、それを他の極に提示するという形で考えております。これについても運営委員会の権能の中に規定を設けているところです。

基本的にはモスクワ共同宣言の中でこのブローダー・アプローチについては他の極にもオープンであるという形で言及されています。但し、オープンだからといって無料という意味ではなくて、これについての今後こういった要件で参加していただくのかというのをこれから詰めていくこととなります。

(近藤委員長) いいですか。

(田中委員) 分かりました。

(近藤委員長) 有り難うございました。

それでは、せっかくの機会ですので、原子力委員会として本件についてかく考えるというところをとりまとめてはどうかということで、見解の案を事務局と相談して用意していただきますので、これについて御審議いただきます。

(黒木参事官) それでは、資料第2-11号というものが後ろの方にあるかと思いますが、案を作ったものでございます。表題は、「ITER計画等の実施に係わる諸協定及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案について(案)」であります。

第1パラグラフでございますが、本委員会は本日ITER計画、幅広いアプローチの実施に係わる諸協定の締結について国会承認を求めること。それから、原子力機構法の一部を改正する法律案を国会に提出することが閣議決定されたとの報告を受けたところであります。

第2パラですが、一昨年11月に原子力委員会、核融合関係の専門部会を設けまして、「第三段階の核融合研究開発基本計画における今後の核融合研究開発の推進方策について」という報告書及びそれに係わる委員会決定を起こったわけでございます。この中で、核融合エネルギーの早期実現を目指して、トカマク型原型炉に向けた技術基盤を形成するために実験炉ITERによる研究開発を推進するという位置づけを含めた方策を定めたところでございます。

第3パラグラフですが、今回のITER計画及び幅広いアプローチに係わる諸協定の締結によりまして、ITER計画への我が国の参加と幅広いアプローチの実施が正式に決定し、さらに原子力機構法の一部改正によりまして、原子力機構がITER計画等に貢献できる法的な枠組が整うことは適切と考えますとしております。

最後のパラグラフですが、ITER計画は先ほど説明ありましたように、7つの極の国際協力の下にITER機構を実施主体として行われるものですから、計画を遂行するに当たっては今後さまざまな課題を解決していかなければならない、克服していかなければならないというようなことが予想されるわけでありまして。原子力機構はこの計画が着実に遂行されるように力を尽くし、前述の研究開発を前進させていくことが期待されます。当委員会としても適宜に計画の進捗状況を聴取し、必要に応じ意見を述べることにしますとっております。

なお、後ろの方に参考資料として協定の正式名称、それから参考1で最近の主な経緯。参考2が一昨年の原子力委員会の決定いたしました推進方策について、1のITER計画についてどういうことを指摘しているか。2の幅広いアプローチ、報告書、この中に幅広いアプローチという単語は出ていないんですが、他の違った核融合について幅広くイーター以外の研究開発事業という御指摘がございますので、そこを簡単に記載したものであります。

以上です。

(近藤委員長) 有り難うございました。

最初に申し上げましたように、大変長きにわたる交渉の結果が法律という格好でとりまとめられたところでございますので、3パラの下に「適切と考えます」とあるところにプラスして関係者に感謝しますと書こうかと思ったんだけど、政府機関同士で感謝し合ってもしょうがないなということもございますので。その気持ちは適切という表現にこもっているというふうに御理解いただければというふうに思いますが。

このような見解を原子力委員会の見解とすることについて、委員の先生方、御意見いただきます。いかがでございましょうか。よろしいですか。

どうぞ、松田委員。

(松田委員) 原子力の新しい科学技術が進展していくということは喜ばしいことだと思いますが、国民の方たちがこの計画をきちんと理解できるように背景の説明とか今後の展開ということも手を抜かずに広報活動に努めていただきたいと思います。

(近藤委員長) それは、先ほどの皆様に申し上げることであり、また、私共の行うべき事でもあるかと思えます。有り難うございました。

それでは、これをもって原子力委員会の見解とすることにさせていただきます。宜しいですね。有り難うございました。

(3) 電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画について

(近藤委員長) では、次の議題。

(黒木参事官) 次の議題の3番、電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画につきまして、先週の定例会議におきましてヒアリングを行ったわけでございますが、それに対応する見解ということで事務局より案を説明いたしたいと思えます。

(牧野企画官) それでは、資料第3号を御覧ください。電気事業者が平成15年の原子力委員会決定に基づき2月23日にプルトニウムの利用計画を公表し、2月27日に原子力委員会定例会議でその説明を受けました。公表された計画におけるプルトニウム利用目的の妥当性につきましては、平成15年の原子力委員会決定に基づきまして原子力委員会が確認を行うことになっておりますので、その妥当性についての見解を案として作ったものでございます。

1. といたしまして、電気事業者が公表したプルトニウム利用計画の妥当性について、2. といたしまして、独立行政法人日本原子力研究開発機構、いわゆる原子力機構が公表した利用計画の妥当性について示しています。

始めに、電気事業者の公表したプルトニウムの利用目的の妥当性についてでございますが、電力9社に日本原子力発電を加えました10社が今般公表したプルトニウム利用計画によれば、平成19年度に六ヶ所再処理工場で分離するプルトニウムをウラン・プルトニウム混合酸化燃料(MOX燃料)に加工して、平成24年度以降に各社が所有する原子力発電所におけるプルサーマルに利用するとされています。

なお、平成19年度末に予想される各社のプルトニウムの保有量はそれぞれが計画しているプルサーマルに要するMOX燃料の約0.1から1.1年分に相当するとしています。

また、各社の説明によりますと、国内で分離されるプルトニウムの利用に先立ちまして、それぞれが海外の事業者へ委託再処理より分離したプルトニウムを用いてのプルサーマルの実施に向けて、立地地域社会の信頼獲得を目指す相互理解活動等を継続的かつ積極的に実施しており、一部の事業者においては過去の事故や運転管理活動における不適切な行為に関する調査結果の公表や再発防止体制の検討などを行っているものの、なお十分な信頼を得るには至っていない一方、一部の事業者においては立地地域社会との相互理解活動やそれを踏まえての許認可活動等の手続に進捗があったとしています。

原子力委員会は、電気事業者が今般公表したプルトニウムの利用目的の内容は、その達成に向けた取組に関する説明等も踏まえれば、現時点において妥当なものであり、我が国におけるプルトニウム利用の透明性向上の趣旨に沿うものと考えます。

なお、原子力委員会は電気事業者において今後ともプルサーマル計画、六ヶ所再処理工場の運転、「及び」が抜けましたけれども、及びMOX燃料加工工場の建設を着実に推進することがプルトニウム利用の透明性を向上させるために極めて重要であることを十分に認識し、立地地域社会の信頼を獲得するよう不断の努力を重ねつつ、引き続きこれらの推進に積極的に取り組むことが必要であると考えます。

また、取組の進捗に応じて更なる透明性の向上に向け、利用目的の内容をより詳細なものとして示していくことを期待します。

以上が、電気事業者の公表した計画に関する妥当性でございます。

2. といたしまして、原子力機構が今般公表した研究開発用プルトニウムの利用計画によれば、東海再処理施設で平成19年度に分離するプルトニウムはMOX燃料に加工して、同機構が保有する高速炉において平成20年度以降に利用するとしています。このため、平成19年度末までには分離したプルトニウムの一部をMOX燃料に加工するとしています。こうして加工する分も含む平成19年度末に予想されるプルトニウムの保有量は、原子力機構が利用を計画しているMOX燃料の約6年分に相当するとしています。

なお、原子力機構の説明によると、「常陽」については今後とも研究開発の場として運転を継続する予定であり、「もんじゅ」については引き続き運転再開に向けた工事確認試験等の準備活動を進めているとしています。

原子力委員会は、原子力機構が今般公表したプルトニウムの利用目的の内容は、その達成に向けた取組に関する説明等も踏まえれば、現時点において妥当なものであり、我が国におけるプルトニウム利用の透明性向上の趣旨に沿うものと考えます。原子力機構においては、

取組の進捗に応じて更なる透明性向上に向け、利用目的の内容をより詳細なものとして示していくことを期待します。

以上でございます。

後ろに、参考として幾つか関連のことをまとめてございます。参考1は、プルトニウムの平和利用の担保につきまして、原子力基本法ですとかNPTですとかIAEAの保障措置ですとか、あるいはそれに関連した国内での保障措置活動等についてまとめたものでございます。

参考2につきましては、プルトニウム利用の透明性の向上について、これまで関係各国とも検討して国際プルトニウム指針を採択したこと、あるいはプルトニウムの在庫に関する情報の管理と公開の充実を図ってきたこと、今回のプルトニウムの利用計画の公表について原子力委員会決定が行われたことなどについてまとめたものでございます。

参考3につきましては、今般電気事業者が公表した利用計画の概要、参考4は、原子力機構が公表した利用計画の概要について、取りまとめたものでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) 有り難うございました。

これを原子力委員会の見解とすることについて御意見をいただきます。どうぞ。

ありませんか。事務局とずいぶん調整させて頂いたので、よろしいということですかね。

では、私からひとこと。昨年の妥当性の評価においては、六ヶ所村の再処理工場で分離されるものについては最初のパラにあるようなお小さな量であり、その利用計画の妥当性の評価については特段頭を悩ますことはなかったわけでありまして、原子力委員会としてはヨーロッパにありますプルトニウムの利用計画の進捗についても国内で分離するものに準じて計画を公表することあるべしとしたところ、記載はないが一生懸命やるというご説明をいただきましたので、きちんとした取組が行われるんですねという念押しの意味で、その活動を注視していきますとしました。そこを今年はどうするか、大きく言えば昨年と今年で状況の変化は無いとも言えるのですが、一部は昨年より明確に進んでいるけれども、一部についてはまだ進んでいないということも言える。そこで、これは率直にそう言おうと、それが透明性の観点からも適切ではないかと考えました。そこで2パラのように具体的な認識を記載することにし、その上で、最後に、きちんとした取組を今後ともやっていただきたいという文章で結んだ次第です。注視するということばを最後につけると昨年と同じになるのですが、ここも私どもの思いを率直にいっておしまいにするにしましたのです。

それでは、御意見がなければ、先ほどの「及び」をここに入れるんですか、事務局。

(牧野企画官) はい、そうです。

(近藤委員長) では、ここに「及び」を入れるということで、本案、これを私共の妥当性に対する見解として公表することにさせていただくことにします。

有り難うございました。

(4) その他

(近藤委員長) それでは、その次の議題。

(黒木参事官) 次の議題はその他の案件であります。資料として資料第4号というのと、その次にちょっと資料番号が印字出来なかったんですが、プレスリリースというのが2つございます。これは御連絡であります。原子力委員会原子力防護専門部会の第2回を来週月曜日、12日、10時から12日、虎ノ門三井ビルで開催するというので、議題は原子力防護の取組状況のヒアリング、中間報告に向けた検討を行う予定でございます。

もう一つ、資料番号付してございませんが、資料第5号になります。原子力委員会の国際問題懇談会の第3回の開催についてということで、今年の2回に続きまして、インドをめぐる国際動向というテーマで、来週14日水曜日、午後2時から4時まで、同じく虎ノ門三井ビルの第1、第2会議室で開催する予定になっておりますので宜しくお願いいたします。

(近藤委員長) はい。

そのほか、委員の皆様、発言希望ございませうか。よろしゅうございませうか。

それでは、今日はこれで終わります。

何か事務的に。

(黒木参事官) 次回の会合でございますが、第10回になります。3月13日火曜日、10時半からということで、この場所、共用643会議室で開催する予定になっております。

なお、本日は第1火曜日になりますので、この会場はプレス関係者の方々と定例の懇談会の開催を予定しております。プレスの関係者におきましても宜しくお願いいたします。

以上です。

(近藤委員長) それでは、これで終わります。

どうも有り難うございました。